

農地売買及び転用の手続きについて

- | | |
|---|--------|
| 1. 農地の所有権を移転（売買、贈与、交換）または設定（賃貸借、使用貸借）する場合 | 農地法第3条 |
| 2. 農地を自ら転用する場合 | 農地法第4条 |
| 3. 農地の権利移動と転用を同時に行う場合 | 農地法第5条 |
- ※農業振興地域内農用地区域に設定されている場合は転用申請が出来ません。

————— 申請に必要な添付書類と提出部数 —————

	添 付 書 類	農地法3条申請	農地法4条申請	農地法5条申請
1	申請書	1部（2部）	2部	2部
2	土地登記簿謄本（桜井法務局発行）	1部	1部	1部
3	土地の位置図及付近の見取図		1部	1部
4	地積図（桜井法務局発行）		1部	1部
5	誓約書		1部	1部
6	同意書（水利組合）		1部	1部
7	隣地開発同意書		1部	1部
8	隣地要約書（桜井法務局発行）		1部	1部
9	現況確認願	1部	1部	1部
10-1	施設の配置平面図		1部	1部
10-2	施設の断面図		1部	1部
10-3	施設の立面図		1部	1部
11	事業計画書		1部	1部
12	残高証明書（借用証明書）		1部	1部
13	定款（法人申請の場合）	（1部）	（1部）	（1部）
14	営農計画（県知事許可）	（1部）		
15	耕作証明書（県知事許可）	（1部）		
16	住民票（申請書記載の住所と登記簿謄本の住所が異なる場合）	（譲渡人1部）	（1部）	（譲渡人1部）

（注）括弧書きについては、農地法第3条申請の場合については、県知事許可（村外居住者による権利移動）の場合、2部提出してください。その他については、必要時提出してください。
 相続登記が出来ていない場合は、登記手続きが終了後各申請書を提出して下さい。

曾爾村農業委員会事務局